

埼玉県青少年相談員設置要綱

第１ 目 的

地域社会において、友情精神をもって青少年に接してその相談相手となり、助言指導を行い、かつ、青少年健全育成関係機関を援助し、青少年の健全な成長を期するため、市町村の区域に、埼玉県青少年相談員（以下「青少年相談員」という。）を置く。

第２ 委 嘱

青少年相談員は、第６に定める選考基準に該当する者のうち、市町村長の推薦により、知事が委嘱する。

第３ 職 務

青少年相談員の職務は、次のとおりとする。

- 1 青少年の相談に応じ、助言指導にあたること。
- 2 青少年地域組織活動の助言指導にあたること。
- 3 青少年健全育成について、児童委員、学校等と密接に連絡し、その機能を助けること。

第４ 活動区域

青少年相談員の活動区域は、地域の実情に応じ市町村長の指定する当該市町村内の区域とする。ただし、必要がある場合は、他市町村の区域において臨時に活動することを妨げない。

第５ 任 期

青少年相談員の任期は２年とする。

第６ 選考基準

青少年相談員の選考基準は、次のとおりとする。

- 1 年齢は、１８歳以上３９歳までとする。ただし、１５歳（義務教育終了後）以上１８歳未満の者で、保護者の同意があり、市町村長が特に必要と認めた場合は、選考基準を満たすものとする。
- 2 青少年の実地指導に熱意を有し、活動力のある者。
- 3 青少年の心理を理解し、その相談に応ずることの資質を有する者。

第７ 研 修

青少年相談員の研修は、県において行うほか、市町村の区域において相互研修を行うものとする。

第８ 青少年相談員協議会

市町村の区域に青少年相談員協議会を設ける。

青少年相談員協議会の任務は次のとおりとする。

- 1 青少年相談員が担当する区域又は事項を定めること。
- 2 青少年相談員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 3 青少年相談員をしてその職務に関して互いに励まし、研修及び修養をさせること。
- 4 その他、青少年相談員がその職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

青少年相談員協議会が組織する青少年相談員は、その互選により代表相談員1人を定めるものとし、代表相談員は青少年相談員協議会の会務をとりまとめ、青少年相談員協議会を代表する。

第9 職務上の義務

青少年相談員は、その職務を遂行するにあたっては、個人の人格を尊重し、その秘密を守り、誠実謙虚にこれにあたり、かつ、その職務上の地位を政党又は政治目的のために利用してはならない。

第10 解 職

青少年相談員が次の各号の1に該当するときは、知事は任期にかかわらずこれを解職することができる。

- 1 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- 2 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 3 青少年相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

附 則

この要綱は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。